



2022年5月18日

各 位

会社名 ジェイリース株式会社
代表者名 代表取締役社長兼会長 中島 拓
(コード番号: 7187 東証プライム市場)
問合せ先 取締役専務兼専務執行役員
経営企画本部長 中島重治
(TEL. 03-5909-1245)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月23日に開催予定の当社第19回定時株主総会で関連する定款変更議案が承認されることを条件に、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行することを決議するとともに、同定時株主総会において、定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

当社グループは、「私たちは、社会の安定と発展に貢献する責任を自覚し、公正かつ誠実な企業活動を基盤とした創造的なサービスの提供を通して、全社員と私たちに関わる全ての人の幸せを追求します。」という企業理念を掲げ、市場の環境変化に対応する柔軟性と実行力を発揮し、「保証を通じて社会の安心を共創することを目指し、家賃等の保証だけではなく、新たな保証事業の展開や、他社との提携を通じた各種サービスの付帯等により、社会的価値を高めていくこととしております。

今般、当社は、監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む）に取締役会における議決権を付与することで、監査・監督機能の強化を図るとともに、コーポレートガバナンス体制をより一層充実させ、更なる企業価値向上を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。

(2) 移行の時期

2022年6月開催予定の第19回定時株主総会において、必要な定款変更等についてご承認をいただき、「監査等委員会設置会社」に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

- ①当社及び当社子会社の業容の拡大及び今後の事業内容の多様化に備えるため、事業目的を追加するものであります。
- ②取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。また、監査役の責任免除の規定削除に伴う経過措置として附則を設けるものであります。
- ③機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更

案第 37 条（剰余金の配当等の決定機関）及び第 38 条（剰余金の配当の基準日）を新設し、併せて内容が重複する現行定款第 43 条（剰余金の配当）及び第 44 条（中間配当金）の削除を行うものであります。

④「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定が 2022 年 9 月 1 日に施行されることに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 定款変更の日程

定款変更のための定時株主総会開催日 2022 年 6 月 23 日（予定）

定款変更の効力発生日 2022 年 6 月 23 日（予定）

以上

【別紙】

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 (商号) 第1条 当会社は、ジェイリース株式会社と称し、英文では J－LEASE CO., LTD. と称する。	第1章 総則 (商号) 第1条 当会社は、ジェイリース株式会社と称し、英文では J－LEASE CO., LTD. と称する。
(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 債務保証業務 (2) 信用保証業務 (3) 信用調査業務及び市場調査業務 (4) 集金代行業務 (5) 不動産の売買、交換、賃貸借、媒介、鑑定、管理、保有並びに運用 (6) 土地、建物の有効利用に関する企画、調査、設計 (7) 損害保険代理店業 (8) 賃貸建物における家賃、共益費、管理費、電気、ガス、水道料金、駐車場料金、物置賃料、使用料、修繕費等代金支払保証業務 <u>(9) 前各号に付帯関連する一切の事業</u>	(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 債務保証業務 (2) 信用保証業務 (3) 信用調査業務及び市場調査業務 (4) 集金代行業務 (5) 不動産の売買、交換、賃貸借、媒介、鑑定、管理、保有並びに運用 (6) 土地、建物の有効利用に関する企画、調査、設計 (7) 損害保険代理店業 (8) 賃貸建物における家賃、共益費、管理費、電気、ガス、水道料金、駐車場料金、物置賃料、使用料、修繕費等代金支払保証業務 <u>(9) 金銭貸付業務、クレジット業務、各種債権の売買業務</u> <u>(10) 前各号に付帯関連する一切の事業</u>
(本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を大分市に置く。	(本店の所在地) 第3条 当会社は、本店を大分市に置く。
(機関) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> <u>(4) 会計監査人</u>	(機関) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> <u>(3) 会計監査人</u>
(公告方法) 第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。	(公告方法) 第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、27,200,000株とする。	第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、27,200,000株とする。
(自己の株式の取得) 第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。	(自己の株式の取得) 第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。
(単元株式数) 第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。	(単元株式数) 第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

現 行 定 款	変 更 案
(単元未満株式についての権利の制限) 第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利 (株主名簿管理人) 第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。	(単元未満株式についての権利の制限) 第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利 (株主名簿管理人) 第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定によって定める。 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。
(株式取扱規則) 第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	(株式取扱規則) 第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款のほか、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の決定において定める株式取扱規則による。
第3章 株主総会	第3章 株主総会
(招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。	(招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。
(定時株主総会の基準日) 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。	(定時株主総会の基準日) 第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。
(招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	(招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	<u>(電子提供措置等)</u> 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
(決議の方法) 第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。	(決議の方法) 第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権行使することができる。</p> <p>2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当会社の取締役は15名以内とする。</p> <p>2 当会社の<u>社外取締役は、1名以上</u>とする。</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 当会社は、取締役会の決議により代表取締役を選定する。</p> <p>2 当会社は、取締役会の決議により取締役社長1名を選定し、取締役会長、取締役副社長、取締役専務、取締役常務各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p>	<p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権行使することができる。</p> <p>2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当会社の取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>は15名以内とする。</p> <p>2 当会社の<u>監査等委員である取締役は3名以上</u>とする。</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役<u>(監査等委員であるものを除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会後、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 当会社は、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から、</u>取締役会の決議により代表取締役を選定する。</p> <p>2 当会社は、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から、</u>取締役会の決議により取締役社長1名を選定し、取締役会長、取締役副社長、取締役専務、取締役常務各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第24条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第25条 取締役が提案した決議事項について、取締役（当該事項につき議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。 <u>2 ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第24条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第25条 取締役が提案した決議事項について、取締役（当該事項につき議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。</p>
<p>(取締役会規則) 第26条 取締役会に関する事項は、法令又は定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(取締役の報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>(取締役への重要な業務執行の決定の委任) 第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会規則) 第27条 取締役会に関する事項は、法令又は定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）については、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
第5章 監査役及び監査役会	第5章 監査等委員会

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の員数) <u>第29条 当会社の監査役は、5名以内とする。</u>	(監査等委員会の招集通知) <u>第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>
(監査役の選任方法) <u>第30条 監査役は、株主総会において選任する。</u>	<u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>
(監査役の任期) <u>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>	<u>(監査等委員会の決議方法)</u> <u>第31条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>
<u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	
(補欠監査役の選任) <u>第32条 当会社は、法令又は本定款に定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者をあらかじめ選任することができる。</u>	<u>(監査等委員会規則)</u> <u>第32条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u>
(常勤の監査役) <u>第33条 当会社は、監査役会の決議により常勤の監査役を選定する。</u>	
(監査役会の招集通知) <u>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>	
<u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u>	
(監査役会の決議方法) <u>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	
(監査役会規則) <u>第36条 監査役会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u>	
(監査役の報酬等) <u>第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	
(監査役の責任免除) <u>第38条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u>	
<u>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u>	

現 行 定 款	変 更 案
第6章 会計監査人 (会計監査人の選任) <u>第39条</u> 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。 (会計監査人の任期) <u>第40条</u> 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。 (会計監査人の報酬等) <u>第41条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	第6章 会計監査人 (会計監査人の選任) <u>第33条</u> 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。 (会計監査人の任期) <u>第34条</u> 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。 (会計監査人の報酬等) <u>第35条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委員会</u> の同意を得て定める。
第7章 計算 (事業年度) <u>第42条</u> 当会社の事業年度は、毎年4月1日から3月31日までの1年とする。 (剰余金の配当) <u>第43条</u> 当会社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に剰余金を配当する。	第7章 計算 (事業年度) <u>第36条</u> 当会社の事業年度は、毎年4月1日から3月31日までの1年とする。 (剰余金の配当等の決定機関) <u>第37条</u> 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
 (中間配当金) <u>第44条</u> 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。	 (剰余金の配当の基準日) <u>第38条</u> 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。
 (剰余金の配当等の除斥期間) <u>第45条</u> 剰余金の配当及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないとときは、当会社はその支払の義務を免れる。 2 未払の剰余金の配当及び中間配当金には、利息をつけない。	 (剰余金の配当等の除斥期間) <u>第39条</u> 剰余金の配当及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないとときは、当会社はその支払の義務を免れる。 2 未払の剰余金の配当及び中間配当金には、利息をつけない。
	 (附則) (監査役の責任免除に関する経過措置) <u>第1条</u> 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査等委員会設置会社移行前の同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。
	 (株主総会資料の電子提供に関する経過措置) <u>第2条</u> 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。

現 行 定 款	変 更 案
	<p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>3 本条は、施行日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいざれか遅い日後にこれを削除する。</p>